

平成 20 年度第 2 回 釜石市地域密着型サービス運営委員会

と き：平成 20 年 12 月 2 日（火）運営協議会終了後
ところ：釜石市保健福祉センター 9 階講義室

次 第

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 地域密着型サービスの整備について
 - ① 事業者の動向について
 - ② 今後の進め方について
 - (2) その他
- 3 閉会

地域密着型サービスの基盤整備について

◇地域密着型サービスについて

- 平成18年の制度改正で創設された地域密着型サービスは、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスで、原則として当市民のみが利用することになり、市がサービス事業者を指定します。

本市では、要介護者等の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、民間活力を導入し、地域密着型サービスの整備を促進します。

■地域密着型サービス

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

① 基盤整備の進め方について

- 施設入所希望者への対応として、介護老人福祉施設を補完しながら、住み慣れた地域での施設入所を可能とする地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）1施設27床の整備を予定しています。
- 認知症ケアは、利用者の尊厳を保持するケアとともに、介護者への支援という視点からのサービスも必要となります。市内にはこれまでに認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が3施設ありますが、認知症高齢者の急増に対応し、平成24年3月までに新たに3施設の増設を予定しています。
- 小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護と併せて、基盤整備圏域を設定し、平成24年3月までに3施設の整備を予定しています。

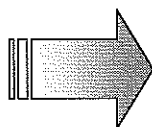
★ 小規模多機能型居宅介護の基盤整備圏域については、前期計画において唐丹、鵜住居及び栗橋圏域にそれぞれ1施設ずつ整備する予定でしたが、事業の採算性や人員配置等の事情から事業者の参入が得られず、結果として未だに整備がなされていない状況です。

このため、第4期事業計画の策定にあたり、事業者の参入意向、サービス需要量及び地域バランス等を考慮し、第3期事業計画の設定を見直しました。

■小規模多機能型居宅介護の基盤整備圏域の見直し

◎第3期（平成18～20年度）

圏域名	設置数
唐 丹	1
鵜住居	1
栗 橋	1
計	3



◎第4期（平成21～23年度）

圏域名	設置数
釜 石	2
鵜住居	1
計	3

- 本計画における認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護の整備は、利用者の利便性や事業効率を考慮し、同事業者によって一体的に進めるものとします。

■地域密着型サービスの基盤整備

	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	現有施設数	新設分	総数	新設分	総数	新設分	総数
小規模特養ホーム	0	1	1	0	1	0	1
認知症グループホーム	3	0	3	2	5	1	6
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	2	2	1	3
計	3	1	3	4	8	2	10

- 上記のとおり、第4期事業計画期間における地域密着型サービスの基盤整備を予定しています。

② 事業者の選考方法について

事業者の募集及び選考方法については、次のとおり進めることとします。

◇事業者の募集について

別添の募集要項により、事業者の募集を行います。

平成21年度に事業を計画する事業者は、「別紙1、別紙2」を提出してください。

平成22、23年度に事業を計画する事業者は、「別紙3」を提出してください。

◇選考方法について

事業者の選考方法は、選考委員会を設置して選考します。
応募する事業者は、選考委員会でプレゼンしていただきます。

③ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

別添の資料を参考としてください。

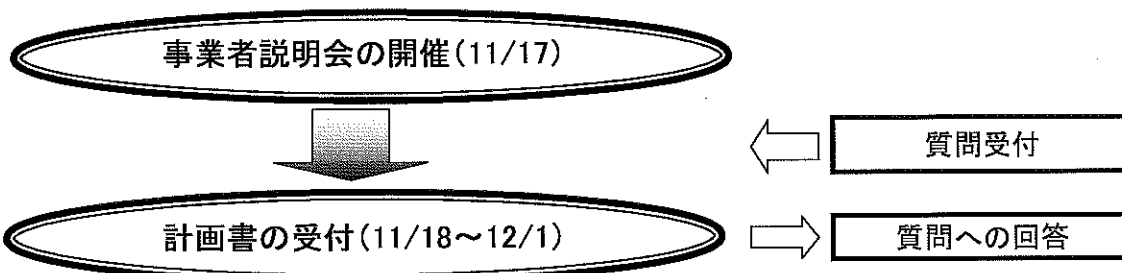
④ 今後のスケジュールについて

平成20年11月17日	事業者説明会
11月18日	申込受付開始
12月 1日	申込受付期限
12月下旬	選考委員会（プレゼン実施）
12月下旬	候補事業者の選考
平成21年 1月中旬	事業者の選定

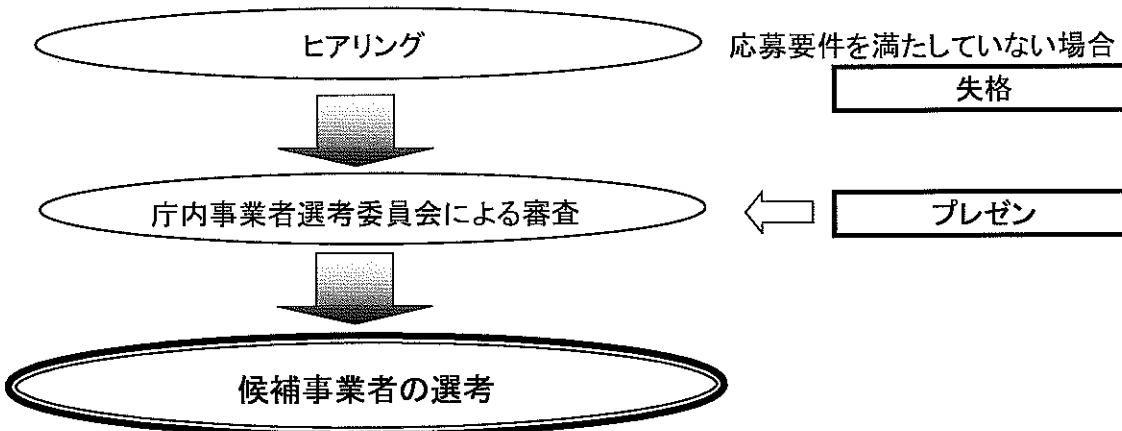
○ 事業者の方々に関するスケジュールは以上の予定としておりますが、地域密着型サービス運営委員会、介護保険運営協議会での審議などを経て、決定するものです。

地域密着型サービス事業者指定までのフロー図(予定)

11月



12月



1月

